

様々な思いと声を一般質問 に・・・

「質実」を考えた行政へ

生活様式の多様化、社会変化や議会からの提案などの理由から、行政サービスの種類も増えてきてます。

寝屋川市は、サービス量は他市に引けをとりません。しかし、量が多いのと、市民満足度が高いというのは、イコールにはなりません。

感情を持った「ひと」が相手のサービスを提供していることを忘れないように、そして、「量」も大切ですが、サービスの「質」を重視した行政へとなるように、との思いで、第三者を含めた事業の検討委員会についての設立を提案いたしました。

問 市民に満足いただくサービスには、量よりも「質」に配慮が必要。そのためには、市民・有識者を含め、
大所高所より見直す事務事業の検討委員会を設置すべきでは？

答 市民ニーズを的確に把握し、市民満足度が高められるよう、市民や有識者による評価について、他市の
実情を調査・研究を行っていく。

「安全」への取り組みについて

「安全な街」を維持することが政治の原点です。「安全」と一口で言っても、防犯・防災から福祉、衛生、環境、都市政策など多岐にわたり対策が必要です。

平成16年度には、刑法犯は236万件発生しています。この件数は、別の見方をすると、それだけの被害者がいて、その数以上の被害者の家族がいるということに他なりません。

この現実に対し、しっかりとした対応方法は確立しておりませんでした。そこで、犯罪にとどまらず災害等での被害者へのサポート体制を条例で明記するよう提案しました。

また、学校や幼稚園での刑法犯は、年間4万件となっています。市の施設内や職員訪問時における市の対応について質しました。

問 「安全で安心して暮らせる街づくり」は行政の最大の使命である。危機管理室を本市の「安全」を司る
部門として、機能強化を果たせるよう機能強化を！

答 自然災害や生命財産に被害が及ぶような事態に総合的に対応することが重要だと考えている。
緊急時に対応する中枢機能として指導的役割と連絡調整機能の強化に取り組んでいく。

問 不慮の事故災害等により被害にあわれた方やその家族に対し、支援する体制と根拠となる条例の策定が必要では？その

答 「犯罪被害者等基本法」が昨年の12月に成立し、それをもとに、実施にあたっての「基本計画」が国で審議されております。条例の設置については、その「基本計画」の経緯を見守り検討する。

浸水対策について

寝屋川は京橋付近で河川が合流するため、その地域に負担がかかることになり、寝屋川流域総合治水対策により上流域で雨水が川に流れるのを調整しています。

しかし、昨年の台風23号では、大阪府内の床上下浸水被害の半数が寝屋川市内であった事実、単純に憤りを感じてしまいます。

公共下水道がほぼ完備され、萱島には調整池が完成した後のことでもあり、私なりの原因分析とその対策についての提案をまじえ、質問いたしました。

問 台風23号での浸水被害は、大阪府内で、本市が最も多かった。寝屋川流域で特に本市への集中的な対策が必要。責任者の大阪府へ対策強化を望むが？

答 千里丘寝屋川線下（仁和寺）調整池の工事に着手。太平立坑築造に今年度着手予定。門真寝屋川増補幹線の基本設計を5月下旬に委託発注しているとのこと。

問 「都市河川浸水対策被害対策法」に基づく条例の策定により期待できる効果は？

答 法律に基づく雨水浸透阻害行為だけでなく、建築面積の変更を伴う建築物の建築や開発行為についても、浸水被害防止のための助言や勧告ができるようになり、より一層の浸水被害対策を講じることができる。

問 本市の内水浸水被害は、公共下水道の合流地区内で発生している。合流区域外の雨水の流下がその原因と考えている。区域外の雨水を回避させるべきでは？

答 内水浸水対策は下水道整備による対応が一般的だが、流域調整池や地下河川を整備して対応する。太平集水区での貯留量をさらに確保する必要がある。

地球温暖化について

1992年に環境サミットが開催されて以来、温暖化対策が叫ばれ、啓発が行なわれてきました。京都議定書が発効された今となつては、「啓発」から「効果」を出す時期に入ったと認識しています。結果を出すには、行政だけでなく、市民・事業者の協力なくして目標をクリアすることはできません。また、協力していただくには、「わかりやすく、具体的で、共感でき、誰もが参画できる、システムと場の提供」が必要だと訴えました。

それは、今の環境問題は地球上の全ての人間が被害者であり加害者でもあることから、「地球規模で考え、生活レベルで行動する」という認識が必要だと考えております。

人間の知恵が試されている問題であると思います。

問 実効性のある地域全体での温暖化対策について如何お考えでしょうか？

答 大阪府では、改正温暖化対策推進法をもとに、エネルギーを一定量以上消費する事業者に対し、削減計画書の作成と報告を義務付ける条例の制定を検討している。府との連携を図り、地域全体の温室効果ガスの削減に努める。

指定管理者制度が拡充されました。

「中央」と「西」の2つの老人福祉センターと市民会館を、来年度から指定管理者（民間の企業や団体）に使用許可や施設などの維持管理を行ってもらうため、条例が改正されました。今までは、市や協同組合などの公共的団体、自治体が2分の1以上出資する法人に限定されていました。

この制度の大きな目的は、「民間によるサービス向上」「市の財政改革」の二つに集約されます。大まかに言えば、今の約半分ぐらいの予算で管理をお願いし、サービスは良くするという、冷静に考えれば不思議なシステムでもあります。

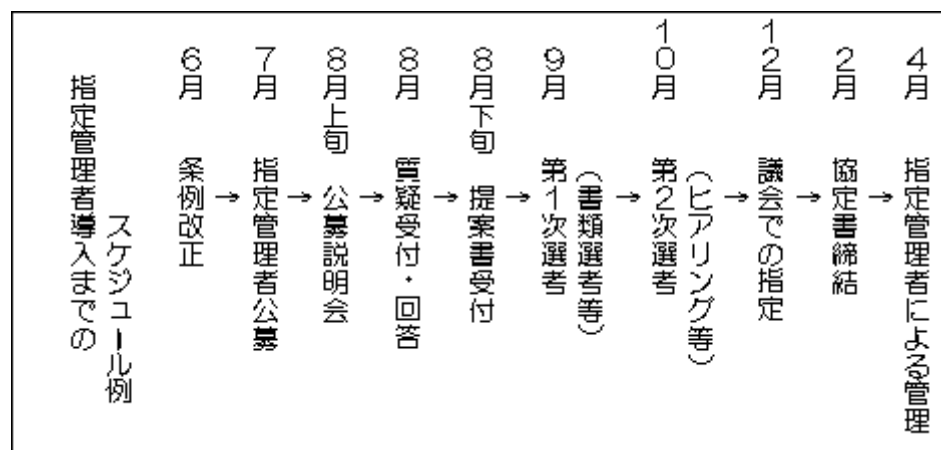
新しい制度のため、条例も各市でまちまちですが、比較検討する中で、寝屋川市の条例が良く整備されている点は、プライバシー問題に配慮し「秘密保持義務」の規定を盛り込んでいるところです。

逆に、次のような課題もあります。（全国共通）

- 公募後の審査過程の透明化・・・契約期限後の再指定も可能であることから、一端決まったところへの、既得権益化する可能性があります。
- 新しい制度のため、十分にリスクマネジメントが確立していない・・・どうゆう問題が発生するかは、これからのことですが、あらかじめ対応を決めておくことが必要です。
- 議会のチェック機能の低下・・・民間人にまで議会のチェックが直接は及びません。

今後、制度を利用していく中で、課題を精査・改善し、システムを熟成していかなければなりません。その為に最も必要なものは、市民の方々が施設を利用した折の率直な感想・疑問点の声だと考えております。

納税者は、税金を納めた途端に、そのお金の使い方に無関心になるといわれます。私たちの税金によって市民サービスが成り立っていることを意識し、運営・維持管理のチェック体制を行って参りましょう。



日本一を誇った 寝屋川グランド

寝屋川グランド（豊野グランド）は、大正11年に京阪電鉄によって建設されました。

陸上競技・テニス・野球それぞれの競技場を備え、当時としては日本一のグラン



ドで、利用者のための駅（豊野駅）も設置されていました。

日本最初の陸上競技専門運動場として、全国的な大会はほとんどこのグラウンドで開催されていました。また競技記録から、本市はスポーツの盛んな市であったことが窺い知れます。

野球は同時に2面で行えるほどでしたが、甲子園球場ができて以来、次第に注目から離れていきました。当時、毎日新聞主催の全国選抜中等学校野球大会（現高校野球）の本拠地とする企画もありましたが、輸送面での問題が解決されず、暗礁に乗り上げ、結局、昭和17年に住宅転用されました。

廃校などにより練習をするための場所の確保が将来に渡り減少が懸念されますが、健康・青少年育成などの多岐に関わる役割を担うスポーツ文化の後退は、絶対にあってはならないと改めて感じております。「総合型地域スポーツクラブ」の導入など地域密着型のスポーツ振興に務めてまいります。

BACK